

議案第3号

目黒区特定個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成29年2月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区特定個人情報の保護に関する条例等の一部を改正する条例  
(目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第1条 目黒区特定個人情報の保護に関する条例(平成27年9月目黒区条例  
第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「第28条」を「第29条」に改める。

(目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例(平成  
28年7月目黒区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項の改正規定中「第23条第1項及び第2項」を「第23条第  
1項及び第2項(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。)」  
に改める。

第17条に1項を加える改正規定中「又は情報提供者」を「若しくは情報  
提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務  
関係情報提供者」に改める。

付 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、  
公布の日から施行する。

(説明) 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識  
別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年  
法律第65号)により行政手続における特定の個人を識別するための番号の

利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が改正されることに伴い、  
情報提供等記録を訂正した場合の通知の対象に条例事務関係情報照会者及び  
条例事務関係情報提供者を加えるとともに、規定の整備を行うため、条例改  
正の必要を認め、この案を提出します。

資料

1 目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部改正（第1条関係）新旧対照表

（ \_\_\_\_\_ は、改正点）

第 1 条 による 改正案	現 行 条 例
<p>(消去等の請求)</p> <p>第10条 (現行に同じ。)</p> <p>2 区民等は、<u>法第29条</u>の規定に反して作成された特定個人情報ファイルに自己を本人とする保有特定個人情報が記録されたときは、当該保有特定個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 (現行に同じ。)</p>	<p>(消去等の請求)</p> <p>第10条 (省略)</p> <p>2 区民等は、<u>法第28条</u>の規定に反して作成された特定個人情報ファイルに自己を本人とする保有特定個人情報が記録されたときは、当該保有特定個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 (省略)</p>

2 目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）新旧対照表

（ \_\_\_\_\_ は、改正点）

第 2 条 による 改正案	現 行 条 例
<p>第7条第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録(法第23条第1項及び第2項(これらの規定を法第26条において準用する場合を含む。))の規定により記録された特定個人情報をいう。以下同じ。))を除く。第10条及び第11条において同じ。))」を加える。</p> <p>第17条に次の1項を加える。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録を訂正したときは、総</p>	<p>第7条第2項中「保有特定個人情報」の次に「(情報提供等記録(法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。以下同じ。))を除く。第10条及び第11条において同じ。))」を加える。</p> <p>第17条に次の1項を加える。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定により情報提供等記録を訂正したときは、総</p>

務大臣及び法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、その旨を書面により遅滞なく通知しなければならない。

務大臣及び法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、その旨を書面により遅滞なく通知しなければならない。